

道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会 議 事 録

平成24年7月18日（水）15:30～16:30
アルファあなぶきホール5階 多目的大会議室B

出席者（敬称略）

共同代表 岡山県知事 石井 正弘

構成メンバー 宮城県知事 村井 嘉浩 佐賀県知事 古川 康 福岡市長 高島 宗一郎
北海道総合政策部長 荒川 裕生 新潟県知事政策局長 杉山 順爾
山梨県東京事務所長 八巻 哲也 愛知県分権・広域連携監 加藤 正人
熊本権政策審議監 内田 安弘 浜松市副市長 伊藤 篤志

○三宅局長

失礼いたします。

皆さん本日は大変お忙しい中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。事務局を務めさせていただいております岡山県総合政策局の三宅と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから道州制推進知事・指定都市市長連合の第1回総会を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、当連合の共同代表であります石井岡山県知事からご挨拶を申し上げ、併せまして4月の設立総会以降の活動状況につきましてご報告をさせていただきます。その後の議事進行につきましても石井共同代表が務めさせていただきたいと存じます。

それでは、代表、よろしくお願い致します。

○石井知事

岡山県知事の石井正弘でございます。共同代表といたしまして開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、また今日は大変暑い日となりました。遠路皆様方、香川県高松の地にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。そして、一言お詫び申し上げますなければなりませんのは、知事会の開催に合わせまして今回推進連合の第1回の総会ということになります。政令指定都市の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました、高島市長さん、本当にわざわざありがとうございます。感謝を申し上げる次第でございます。

さて、設立総会で皆様方とともに設立の趣意書等々を決定をさせていただきました。最近における我が国の取り巻く状況、少子・高齢化が進み、そしてグローバル化が進展をす

る中にありまして、東日本大震災の復興という大変大きな課題があるわけでございます。こういった中、様々な国を取り巻く課題があるところでございますけれども、ご案内のとおり、なかなか国政のほうでは決められない政治というものが続いているような状況でございます。こういった中にありまして明治以来続いてきておりますこの都道府県制、こういったものもこの際思い切って見直していく、そして中央の政府が有効性を失っておりますので、国と地方、この両方の政府を再構築をして、国の形というものを抜本的にこれは変えていかなければいけない、このような時期に来ているとこのように痛感をするところでございます。

こういった中、有志の知事、そして市長さんに集まっていただきましてこの連合がスタートしたところでございます。自来、それを受けまして私どもも皆様方と一緒に各政党等に要請活動に出向いたわけでございます。その後の動きをかいつまんで申し上げますと、政党におかれましては、みんなの党がご案内のとおり法案を出しておられるわけでございます。そして、自由民主党におかれましては、非常に今通常国会への提出を目指した動きというものが加速をしてきている状況でございます。報道等でご承知かと思えます。また、共同代表でございます橋下市長さん率いる大阪維新の会におかれましては、この道州制の実現、これを柱の一つに据えましたいいわゆる維新八策、これの修正案を公表されておられます。そして、経済界の方ですが、これもご承知かと思えますが、日本経団連、そして日本商工会議所並びに経済同友会の皆さん方が地域主権と道州制を推進する国民会議を開催されました。アピールを採択をされておられまして、非常に現時点におきまして道州制をめぐる議論というものが大きく盛り上がっていると思えます。

後ほど私のほうからご説明申し上げますが、私自身、自由民主党、公明党、それから日本経団連の各推進本部、プロジェクトチームあるいは委員会にお招きをいただきまして、共同代表の一人としてこの推進連合の設立の趣旨あるいは我々が目指しております地域主権型道州制、この姿についてご説明申し上げ、意見交換をしてまいりました。非常に現在道州制実現に向けました真摯な議論が各界各層でとり行われるようになっておりまして、大変意を強くしながら、また我々推進連合の取り組みに対しまして各政党団体の期待の大きさというものも感じております。

さて、本日でございますが、我々推進連合の今後の活動の指針となりますこの地域主権型道州制の基本的な制度設計、是非これを議論したいと思えます。と申しますのも、今国政におきましては、解散といったような議論も当然あるわけございまして、各政党におかれましていわゆるマニフェストの作成を目指しまして色々な取り組みが行われている時期でございます。こういったタイミングに、我々が目指しておりますこの地域主権型道州制のこの具体的なイメージをしっかりと盛り込んだ制度設計、これをお示しをしていく、そしてその中で我々の思いを各政党のマニフェスト等を実現をしてもらうということが極めて重要ではないかというふうに考えておりまして、是非ご了解をいただきますればこのでき上がりました制度設計を積極的に提案、また発信をしていきたいと考えておりますの

で、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議によりまして地方の側から国民的な議論を巻き起こしまして、政党、そして政府、これを動かすことで地域主権型道州制、この導入に向ける道筋を明確に示すことができる、そういう会議になればと願っておりますので、皆様方のご協力を心からよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての共同代表のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、着席をさせていただきます、先ほどの司会のほうからお話がありました、活動報告を私のほうからご説明申し上げますことになっております。

それでは、資料の1をご覧くださいませればと思います。

そこにございますとおり、ご挨拶でもちょっと触れさせていただきましたが、まず4月20日の設立総会に引き続きまして、民主党、自由民主党、公明党、みんなの党に対しまして要請活動を行ったということでございます。ご同行いただきました知事、市長の皆さんには感謝を申し上げます。その際、野党のほうから別紙1、1枚めくっていただきますと、非常に積極的な姿勢が示されました。特に、自由民主党のところをご覧くださいませますと、道州制基本法の今通常国会への提出とか、あるいは次期マニフェストへの明記ということ、それから次のみんなの党でございますが、地方税財政制度の抜本的な改革の必要性あるいは推進連合への期待について言及があったところでございます。

次に、元に戻りまして、政党、経済団体との意見交換でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、そこにございますとおり、自由民主党、公明党、日本経団連の道州制推進組織との意見交換を実施をさせていただきました。経団連の皆さんとの意見交換におきましては、③でございますが、鈴木浜松市長さんにもご出席をいただいたということでございます。そのときの会議の内容は別紙の2ということで、3ページになりますが、記しているところでございますが、各政党あるいは団体の道州制導入の理念とか制度設計、これは我々が目指しております地域主権型道州制と一致をしているということを改めて認識をしたものでございます。

それから最後に、道州制の実現を目指す他団体との連携、1ページ目に戻りまして一番下でございます。これにつきましては、6月27日にそこにございます経済3団体が開催されました地域主権と道州制を推進する国民会議を我が推進連合として後援をしたところでございますが、この国民会議におかれましては、アピールの採択、それから民主党、自由民主党、公明党、みんなの党の政策責任者から地方分権改革や道州制にかかわる政策の説明がありまして、国民的議論を喚起する上で大変大きな意義があったものと考えております。今後とも経済団体など他団体との連携を進めてまいりたい、このように考えております。

以上、簡単でございますが、これまでの活動状況についてのご報告、このようにさせていただきます。今までの説明の中で何かご質問等ございますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

それでは、早速議事に入りたいと思います。

1の地域主権型道州制の基本的な制度設計についてと、2の地域主権型道州制の実現に向けた工程について、この2つであります。一括してご審議をいただきたいと存じます。

設立総会におきまして、この骨太な制度設計を示すべきであるとのご意見を頂戴したところであります。私も全く同感でございまして、共通のイメージを持ってこの目指すべき地域主権型道州制の実現に向けて活動を進める必要があるかと思ひます。

そこで、今回これまでの道州制を巡るさまざまな議論とか、また5月に行いました政党、経済団体との意見交換等も踏まえまして、推進連合としての基本的な制度設計とその実現に向けた工程について案をお示しをさせていただき、ご協議をいただきたいと思ひます。

お手元の資料の2でございまして、ご覧いただきたいと思ひます。

事務局の方で素案を作成いたしまして、そして皆様方にご意見を頂戴してきたということで、一応今日の段階でとりまとめをしてお示しをさせていただくものでございまして、冒頭のところをご覧いただきたいと思ひますが、2段落目でございます。この制度設計につきましては国民的な議論を促すためのたたき台、あるいは制度設計を検討する上での論点を整理いたしました試案と、このように位置づけているところでございまして、今後他の地方公共団体や各界各層のご意見をお伺いしながら推進連合におきましてさらに議論を重ねて一層の充実を図ってまいりたい、このように考えているところでございまして。

こういった前置きをご説明をさせていただきまして、それでは早速ですが、資料2の概要について、まず事務局のほうから説明し、後ほど議論をいただきますればと思ひます。よろしくお願ひします。

○三宅局長

それでは、順次説明をさせていただきます。

まず、資料2、1ページの1番、基本的な制度設計についてからでございます。

(1)の道州制導入の理念につきましては、この推進連合の設立趣意書に沿いまして2つ、新たな国の形の創造と、それから行政機能の充実強化、この両面から記載をさせていただいてございます。

次に、(2)の憲法との関係でございますが、これにつきましては現行憲法の下での道州制実現を基本といたしますが、次2ページのほうにまたがりまして、ただし書きというところを書いてございますが、これまでの道州制をめぐる議論あるいは国会に憲法審査会が設置されたということなどを踏まえまして、憲法改正を視野に入れた検討も排除しないということといたしております。

次に、（３）基本構造でございますが、地方制度は道州と基礎自治体の２層構造を原則とするということ。基礎自治体、道州、国がそれぞれの役割分担に応じた事務・権限や税財源等を有するという、また大都市の位置づけ、これについては法律で明確化することといたしております。

（４）基礎自治体、道州、国の役割分担、相互関係でございます。まず役割分担でございますが、道州制導入の理念に沿ったそれぞれの役割につきまして、その考え方を記載いたしますとともに、基礎自治体、道州、国、それぞれが担う役割をイメージの共有のために具体的に例示をさせていただいております。例を挙げますと、基礎自治体は例えば職業紹介や雇用保険の認定・給付、児童相談所、都市計画、高等学校までの教育などを担う。道州は、職業能力開発や労働基準監督、医療・介護報酬の運用、高速道路、現在の国管理空港を含めた空港あるいは高等教育などを担うというふうにいたしております。

４ページをお願いいたします。

中央政府の見直しというところでございますが、中央府省の解体再編を含みます中央政府の見直しを進めることといたしております。基礎自治体と道州、国の間の事務権限の配分に当たりましては第三者機関を設置することといたしております。

また、相互関係という項目でございますが、それぞれの事務・権限については法律により定めることに加えまして、特例制度の活用によりまして事務権限や財源を柔軟に移譲できる仕組みとするということ。基礎自治体はみずからの行政体制の整備と行政能力の充実に努める一方で、３つ目の丸でございますが、多様な基礎自治体の存続を前提に事務補完の柔軟な選択等を可能とするということ。次に、５ページの一番上の丸でございますが、基礎自治体と道州に法令の上書き権を含む広範な自治立法権を付与することなどとしております。さらに、基礎自治体、道州、国が相互に関連する重要事項について協議、審議する場として「協議の場」というものを法律により設置することといたしております。

（５）の地方税財政制度でございますが、国の基幹税からの大幅な税源移譲によりまして、遍在性が小さくて安定性を備えた新たな地方税体系を構築することを基本といたしまして、消費税の地方税化を有力な選択肢とすること。課税自主権を拡充すること。地方債の発行を原則自由化することなどとしております。

また、６ページの財政調整制度という項でございますが、道州におきましては現行の地方交付税制度のように国が関与するような仕組みは導入せず、水平的な財政調整を基本といたしまして、地方共有税の創設も検討すること。水平的な財源調整を円滑に行うために調整機関を設置をすること、また、ナショナルミニマムの観点から、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用については、国から基礎自治体及び道州への負担金制度等の創設を検討することなどとしてございます。

次に、（６）の道州の組織でございますが、これにつきましては、全国一律の設置基準等は必要最小限のものとして、道州が自主的に組織づくりができるようにするこ

と。また、道州議会は一院制として、議員と長は直接選挙で選出することを基本とすることなどといったしております。

また、(7) 道州の区域につきましては、経済的、財政的自立が可能な規模を前提にいたしまして、法律により決定するという。国民的なコンセンサスを得るために区割りに関する透明性、客観性の高い基準を設定するという。7 ページのほうに移りますが、道州の議会あるいは行政庁の所在地については、道州が決定することなどといったしております。

(8) の大都市制度でございますが、多様な大都市制度を容認し、原則として道州が大都市を内包すること、現在都道府県が行っている事務・権限を担うことを基本に据えまして、大都市の事務・権限を法定すること、道州から大都市への積極的かつ柔軟な事務・権限の移譲を可能とすることなどといったしてございます。また、現在の東京都やあるいは様々な検討がされております新たな大都市制度につきましては、道州制の下でのあり方をさらに検討するというにいたしてございます。

最後に 8 ページでございますが、2 の実現に向けた工程でございます。

まず、道州制導入の理念や工程などを盛り込みました道州制推進法を平成 25 年通常国会までを目途に制定をすること、次に、制度設計を担います検討機関あるいは事務・権限の配分を調査審議いたします第三者機関が推進後の制定後 3 年以内に制度設計等を答申すること、さらに、道州制導入に向けた法制を制度設計等の答申があった後 2 以内には整備をし、最終的には推進法制定後 6 年乃至 8 年以内に道州制へ移行するというにいたしてございます。

なお、道州制の移行につきましては、全国一律を基本としつつさらに検討するというにいたしてございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○石井知事

ありがとうございました。

それでは、以上事務方が説明いたしましたけれども、この資料 2 に基づきまして制度設計、そしてこれからの工程でございますが、皆様方の忌憚のないご意見をいただきますればと思っております。どなたからでも結構でございます。いかがでございましょうか。

○古川佐賀県知事

はい。

○石井知事

それでは、古川知事さん、お願いします。

○古川佐賀県知事

ありがとうございます。これは事務局の方へのお尋ねということになるんですけども、今回まとめていただいたもの、もちろんこれ調整の段階から私も目を通して必要な意見を申し上げさせていただいておりますけれど、改めての確認なんですけど、これまでも地域主権型道州制というのは幾つもの団体や組織などから提言がなされてきていると思いますけども、その内容と比べて今回この資料2に盛り込まれているものでいわば目新しいところといえますか、その部分というのはどういったところになるんでございましょうか。

○石井知事

それでは、事務局のほうで整理できますか。

○三宅局長

ご発言いただいたように、もう既にこれまでに随分と提言等が出てございますが、それをベースにしながら検討を進めたということでございまして、基礎自治体、道州、国の役割分担につきましては、かなりこれまでの議論を踏襲したという部分が多くございます。

その上で、今回新しく明確にしたということで申しますと、特に税財源をどうするかということが、道州制移行の際の大きな課題になると思うんですけども、その際、特に消費税の地方税化というのを有力な選択肢するというのが、新しく書き込んだ項目ということでございます。

それから、大都市制度との関係につきましては、随分今大きな議論がなされていることでもございまして、今回事務的なやりとりをさせていただく中でも様々なご意見を道府県側あるいは指定都市側からいただきました。その辺りを十分踏まえて、現段階の考え方としては、道州が基本は内包するものといえますけども、新たな検討もされているところから、それについては更に今後検討の課題でもあるというふうにいたしております。

それから、色々な調整が必要になるんですけども、その際に第三者機関を置いて、そこで、基礎自治体、道州、国の役割を明確に示す必要がある。中央府省の抵抗も考えられますので、それを排除できるように、公平性、中立性の観点からも第三者機関を置くということを明確に書いたという辺りが新しいものでございます。

○古川佐賀県知事

ありがとうございました。

○石井知事

どうぞ、ほかにございますれば。はい、村井知事さん。

○村井宮城県知事

これはあくまでも個人的な意見ということで、皆さんの考えに従いたいと思っておりますが、私は今、橋下市長さん、今日おられませんが、おっしゃってる消費税の地方税化につきましては、今の国と地方の関係の中においてはちょっと無理があるのではないかなと思ってるんです。ただ、道州制になればすべてがらポンになりますので、当然消費税を地方税化することも有力な選択肢になると思いますが、あえて消費税のみならず、すべての税目について見直しをしないといけないわけでありまして。そうした中で、この消費税の地方税化を有力な選択肢とするとここにあえて書きましたら、何か橋下市長のおっしゃってることとこの道州制というものが一緒くたにされてしまって、誤解を与える可能性もあるのではないかなという危惧はしております。ただ、有力な選択肢であることは間違いありませんので、それについて削除しろというつもりはありませんが、そういった誤解があるということを私は懸念をしてるということだけはお伝えしておきたいと思えます。

それと、共同代表に確認したいのですが、私は、非常に興味を持って工程を読ませていただいております。この工程のとおり行きますと、自民党の出しました骨子案も大体同じような工程になってまして、非常に現実的な流れだと思って私も賛成をしております。そうやってまいりますといずれ第三者機関によって自民党案では会議をすると、道州制会議をすることになっておりましたけれども、そこでかなり具体的な意見調整がなされて、この制度設計がなされていくと思えます。したがって、我々の連合の中においてどの程度まで制度設計を進めていくおつもりなのかどうか、相当詳細にどんどん詰めていくおつもりなのか、ある程度の方向性だけを我々の考えとして示して、それを各政党にぶつけて次のマニフェストにまずは入れさせると。そして、法案化をどんどん目指していくと。具体的なさらに詳細なものにつきましては、その第三者機関において我々のものをベースにして考えていただくように政治的な行動を起こすといったようなお考えなのか。もっともっと具体的にどんどんこの中で議論を詰めていくおつもりなのか、その辺のお考えをまずお聞きしたいと思います。かなり立派なものができたものですから。

○石井知事

わかりました。それでは、私のほうから考え方を申し述べさせていただきたいと思いますが、まず消費税の問題についてご指摘いただきました。これも種々議論があったこと、また村井知事さんのご意見というのも十分私も承知をしているところでございます。もちろん、遍在性が少なく安定性を備えたという意味におきまして、やはりこの税源としまして消費税がふさわしいということにおきましてはご理解いただいていると思えます。ただ、消費税の地方税化を有力な選択肢とするとはしたものの、その他の基幹税、これにつきましても国と地方がこれから議論していったら、それが固まっていく中で当然必要な財源は確保しなければいけません、地方側がですね。そういった面で、その他の基幹税について税源移譲を地方に求めていくということは当然念頭にあるということを私のほうから考え方

としてお示しをさせていただきたいと思います。

次に、工程について、これからどのような制度設計をこれに合わせてやっていくかということでございます。

今日お示しをしておりますこの制度設計の案につきましても、私がお説明申し上げましたとおり、まだいわゆる国民的議論を促すためのたたき台という段階で、それから副題にも国民的な議論を喚起するための試案と、こう記しておりますとおり、やはり推進連合の中でも種々ご議論がこれからあって、まだ固まり切れてないという点が多いと思うんですね。ですから、したがってまずはこういう前提をなくするぐらいまでこの制度設計ということで方向性を明示することができれば一番いいと思うんですけども、しかしそこに至るまでもいろいろ議論が出てくると思います。まず、この役割分担からしていろいろ考え方もあろうと思いますし、それに合わせた財源の問題もあります。したがって、まずはここにお示したところまで基本的な制度設計ということで決めることができればと、こういう思いを持っておりますのと、それから先ほどお説明申し上げました各政党とか団体もいろんなやりとりの中で議論があったんですね。こういった質問とか課題というものも指摘されておりますから、これに対してお答えが出せる程度には、我々としても制度設計という形の中でまとめていくことができればという思いも持っているということでございます。これから政党と議論する中で、さらに我々としても議論を深めて考え方を示していく場面も出てこようかとは思っております。

どうぞ、古川さん。

○古川佐賀県知事

私は消費税については、この取りまとめの過程で、明確に道州の税として位置づけるべきだということを申し上げておりました。それは実は道州制において消費税を道州税にというのは、橋下市長が言い出した話ではなくて、それよりも前に私は知事会の道州制特別委員会で石井知事が委員長で、私は税財政PTのPT長でしたが、そのときに既にそのことは打ち出してますし、九州地域戦略会議でまとめた道州制九州モデルというのがあるんですけど、そこでも明確に道州税になってるんですよ。ですから、道州制を考えたときに国の負担がかなり軽くなって、そして道州にかなり事務がシフトするということでいろんな計算をしてみると、どうしても消費税が道州の税として位置づけられなければならないというのはある意味何か自明の結論というか、そういう方向なんだろうと思ってるんですね。それを橋下市長がおっしゃったんで非常に今有名になりつつあるんですけども、我々からすると決してそれは彼の専売特許ではなくてということですので、確かにそういうご心配があることはそのとおりだと思ってるんですけども、私どもの主張としては実はこれでも足りないぐらいで、もっと明確に書いたらどうだということで申し上げたんですけども、村井知事のご意見もあるということで、大人の知恵で有力な選択肢ということになったと理解をしております。ただ、村井知事のご指摘についてはこれからちょっと気をつ

けていかなくちゃいけないというのは私もそう思います。

○石井知事

はい、高島市長さん。

○高島福岡市長

失礼します。消費税の地方税化が有力な選択肢はもう間違いないというふうに思いますので結構でございます。ただ、真の自立分権型の地方行政を行っていく上では、消費税のみの地方税化では財源不足が生じるということですから、今回修正案、素案からさらに修正案の中で所得税、法人税というものも入れていただいたということで、どちらもしっかり推進をしていく。特に今、地方への財源移譲という議論がせっかく高まって、消費税が国民的な議論を喚起するのにわかりやすいという点からも、打ち出していくというのはありかなと、逆に利用するということもありかなという気もいたします。

それから、政令市の立場でもお話しさせていただきたいと思うんですが、この国、道州、基礎自治体の役割の中の相互関係の項目では、事務・権限の移譲は柔軟に行われるという仕組みとすることが提示されておりますので、こういった役割の例示というものは固定的なものではないと考えておるんですけれども、2ページですかね、2ページの真ん中辺りなんです、なお書きの部分です、これも素案からの訂正を取り入れていただいてありがたいんですけれども、基礎自治体優先の原則から現状において指定都市などが所管している事務・権限については、引き続き当該基礎自治体が担うということを明記をいただきましたので、実際の役割分担をこれからつくっていくに当たっては是非このあたりもご考慮いただければと。特に、港湾の部分とか、今特に政令市にとってはまちづくりと一体になっているものがありますので、基礎自治体優先の原則ではそのあたりもご考慮いただいて、今後の議論も進めていただければと思います。

○石井知事

おっしゃるとおりですね。そういうふうに修正させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。他にはいかがでしょうか。それでは新潟県さん。

○杉山新潟県知事政策局長

新潟県ですけれども、今回いろいろと方面からも意見出させていただきまして、反映いただいて本当にどうもありがとうございます。

1点だけなんです、実は大都市制度の関係なんですけれども、この部分でご検討いただければなという部分がございます。(8)の20目でございますけれども、現状からしますと、この大都市の機能は当然拡大しなければだめだと思いますし、(事務・権限の)法定化も必要だと考えておりますけれども、実は今回新潟市と一緒になった形で新潟州構想

というものを提起しまして、広域・専門行政の一元化、それからその開始に向けて県と政令市の垂直的な機能采配、こういったものに今取り組んでいるというのも実態でございます。当然今後、道州、それから大都市制度の制度設計の中でこういったものも十分検討されるんだとは思いますが、その一方で、全国一律ではなくて、道州の実態あるいは大都市制度の対応によっては逆に大都市の機能を道州が持つという部分もあっていいのではないかと。そういったものについてある意味柔軟に調整できる仕組み、こういったものを20の「法定化する。」の後あたりに、「なお」という形で、広域・専門行政分野については全国一律ではなく、道州と大都市との間で柔軟に調整できる仕組み、こういったものがいいのではないかと。これはまさに時間軸の中で色々変わってくる部分だと思いますので、そういった要素を入れていただければというふうな感じでご検討をお願いしたいと思います。

○石井知事

わかりました。ちょっとじゃあそれも踏まえてまた事務的に調整させていただきながら検討させていただきたいと思います。他はいかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

色々ありがとうございました。ご意見をいただきまして、基本的には一部のこれから調整することは残りましたが、これによって進めさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、若干修正等の話もございましたので、また後日調整した後、送付をさせていただきたいと思いますが、それではこの議題につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、今後の活動ということについて、今度は資料の3を皆さんご覧いただきたいと思うんですが、私のほうから若干ご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、政党への要請活動ということであります。

先ほど決定いたしました制度設計と工程であります。これはたたき台ということでまとめたわけですが、今後ホームページへの掲載とか、あるいは道州制に関するシンポジウム等の場での配布ということを通じまして、積極的に提案発信をして周知を図ってまいりたいと考えておりますけれども、あわせて政党に対してその内容を説明をし、そして工程を踏まえた推進法の早期制定、それから国民的議論の喚起などを要請をしていく必要があらうかと考えております。

そこで、今後民主党、自由民主党、公明党、みんなの党に対しまして要請活動を行っていききたいというふうに考えておりまして、この件につきましてまず皆様方ご意見がござい

ましたらお願いをいたしたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

よろしいですか。それでは、賛成ということでございますので、要請活動を展開をしてまいりたいと思います。

要請活動であります、いろいろ日程の都合もございまして、現時点では8月の上旬を目途に日程調整をしてまいりたいというふうに思っております。調整ができました際、皆様方にお知らせをさせていただきます。ご都合のつく知事、市長さんにおかれましては、是非ご一緒に行動していただきますれば大変幸いです。また後日ご連絡を申し上げたいと思います。

続きまして、2つ目の項目、下でございまして。地域主権型道州制導入の効果に関する事例調査ということであります。

本日ご協議をいただきましたこの制度設計であります、これは道州制の姿を提起をするものでありまして、今後我々が道州制推進の立場から国民的な議論を喚起をし、そしてそのコンセンサスを形成をしていくためには、やはり国民、住民の目線に立ってこの道州によりますスケールメリット、これを生かした政策を実現をする、そして、基礎自治体の役割強化によりますきめ細かな施策の実施、あるいは住民の利便性向上、こういった道州制導入の効果、メリットといったものをお示しをしていく必要があるかと考えているところであります。

そのため、広域行政を担う道府県と住民に身近な行政も担う指定都市が参加するこの推進連合におきまして、道州制導入の効果に関する事例調査、この事例調査というものを行って、その成果を積極的にPRをしていけばと、このように考えた次第であります。

そこで別紙の、1枚めくっていただきまして、別紙の1、ここには九州地域戦略会議の答申、一番下にございます、出典と書いてございます、こういうものをまとめております。

それから次、右の別紙2は、これは経団連の提言で示されました事例をまとめているということでございます。事例調査を通じまして、地方行政を預かる立場からこれまでの道州制をめぐる議論で指摘をされてきました別紙3の道州制のメリットや課題、こういったことにも留意をしながら、地域の実情や住民ニーズを踏まえまして更に具体的な事例というものも示すことができればと考えている次第であります。

この議題に関しまして、実は愛知県さんのほうから是非ということで資料を今日配付をいただいております。お手元のところに愛知県さんの資料がついているかと思いますが、ここで若干時間をいただきまして、大変参考になると思います。愛知県さんのほうから簡単にこれをご説明いただきますればと思います。お願いいたします。

○加藤愛知県分権・広域連携監

ありがとうございます。愛知県でございます。

資料3の次にA4の横長で「道州制導入の効果―国際観光振興政策の推進効果―」という資料がございます。これはちょっと古くなりますが、平成19年度に道州制になったときに、国、道州、市町村の役割が具体的にどのようなようになって、そのことで今までと違うこういった政策がつかれるのかということを少し国際観光をモデルに明らかにできたらなということで始めたものでございまして、当時からやはり道州制の効果をわかりやすく示すことが国民の理解を得る一番重要だという議論があって、そうした一助になればと思ってつくったものでございます。

おめくりいただきますと、まず2ページと3ページのところですが、これは東海・中部地域、東海4県とプラス3県の7県で、これは観光に結びつきが強いエリアを仮置きしたということで、この地域で道州制を考えているということではありませんけれども、この地域における実態面での課題、例えば観光の知名度が低いとか、ネットワークが不十分であるという、そういう実態面の課題をまず分析をしております。

おめくりいただきまして4ページでございますが、そういった実態面の課題を念頭に置きつつ取組体制面での課題として、ここに1から5にありますように、縦割行政の問題であるとか、都道府県という枠組みではやはり財源、人材資源面ですね、どうしても限界があるとか、現場に近いところに政策手段がない、あるいはその取組が重層し複雑で、ちょっと非効率な部分が出てくるとか、協議会等による広域体制ではやはり意思決定に限界があるというようなことが観光面でも見られるということ踏まえて少し分析をいたしました。

おめくりいただきまして、5ページのところですけれども、そうした中で次に道州が主体になって国際観光、インバウンド観光に取り組むとどういうメリットが出てくるのかということで、1番のところで、多様な色々な政策を含みました総合的な観光政策が展開できるとか、あるいは大規模で専門性の高い事業展開という可能性があるとか、あるいは規制誘導を含めた多様な政策手段を活用した効果的な取り組みが展開できるのではないかと、あるいは効率的な事業能力の高い実施体制の確立ができるのではないかとということ、それからおめくりいただきまして6ページですけれども、広域のエリアに一体的な観光の実態に合った政策が展開できるのではないかとというようなまとめをしております。

そうしたことを踏まえて、7ページはそのまとめでございますので、もう一枚飛んでいただきまして8ページでございますけれども、では今の観光関係の法律をどこまで道州に委ねるのかという検討をいたしました。観光振興関連の法律とか法令、あるいは旅行関連事業者に関わる法律、あるいは交通基盤関連の法律ということになりますが、その結果が9ページのところでございます。非常に荒い整理でございますけれども、観光振興の法律に関しましては、国は基本法ぐらいで、あと個別のものは道州が主体に、あるいはさらに市町村が主体にできるのではないかと、旅行業者関連の場合は基準を全国で統一するの

か、道州でいいのかというちょっと問題がありますが、どちらも考え方としては道州でも可能であるということ。それから、交通関連で、全国のものは全国ですが、業者の関係のものは道州で担えるんじゃないかというような分析でございます。

そういったものを踏まえて、最後10ページのところですけれども、今の実際の国、都道府県、市町村の事務の分担が国、道州、市町村になったときにどういうふうになるのかということで、ご覧いただいてわかるように、やはり道州の役割が非常に中心になってまいりまして、国は国全体でPRをしていくことや全国で統一することのみを担い、道州がかなり中心的な役割を果たせるんじゃないかと、そういう具体的な事業等を勘案して分析をしたものでございます。

実はこれはまだまだ道半ばでございまして、本当はこうした道州の下で、冒頭で述べました知名度とかネットワークとか、そういった課題をどういうふうに解決できるのか、こういった政策が今と違う政策として実行できるのか、ということまで検討できればベストであったんですけども、現在のところこの辺で止まっているということでございます。

○石井知事

どうもありがとうございました。国際観光振興に、大変わかりやすいご提案をいただいております。さらに検討が深まっているということも期待をいたしたいと思いますが、これを含めて全体といたしまして皆様方のご意見をいただきたいと思いますと思いますが、何かございましょうか。はい、古川さん。

○古川佐賀県知事

ただいまの愛知県からのこのご報告も大変力強いものがあったと思います。実は去年、震災のことがあって一時的に訪日外国客が落ち込んだときに、九州では全県が組織してる九州観光推進機構という疑似道州政府の観光局みたいなところがあるんですけど、九州観光推進機構として中国と韓国で九州観光のPRイベントやったんですね。何人かの知事が手分けして行きまして、合計ほぼ全員の知事が行ったんじゃないかなと思います。特に、遠いところに宣伝するときには各県がばらばらにやるよりは、まとまってやったほうが絶対いいというのをそれぞれの知事が感じてきたんですね。だから、隣の県から来てもらうときにはいろんな競争があるかもしれませんが、こうした国際観光ということを考えたときには大きな単位で考えたほうがいいなと私も全くそのとおりだと思っております。

また、先ほど来のお話の中で、これからの工程というか、動きの話なんですけど、村井知事もおっしゃったように、いよいよこれから各政党も動き出すと思いますし、総選挙がいつあるかわからない中で、各政党のマニフェストづくりが本格化をしてみています。そういうときにこの道州制というものをどれだけの政党にきっちり政権公約の中へ入れてもらうかということが我々としての大きな勝負になっていくのではなからうかと思っております。指定都市のほうはまとまっているようでありますけども、道州制は石井知事が大変ご

苦労されたように、道州制ということで全国知事会まとめようとしたけども、いろんな意見の食い違いがあってまとめることができませんでした。ということになると、地方六団体でこの問題に一丸となって取り組むということは現実的には難しい状況にあるんですね。ということで言えば、今地方団体の中で道州制に向けて当事者としてきちんと議論をし、進めていこうということをやっている団体は実はこれしかないんです。ですから、我々も腹を据えて、性根を据えてやっていかなくちやいけないし、今度の選挙はチャンスになるというふうに思っております。そのためにもこうした事例、研究なり何なりやっていくことには私も賛成なんでありますけれども、事務局がやるみたいな感じで書いてありますけど、事務局というてあそこに後ろにおられますけれども、本格的になればなる程その事務局というか、実際に調べる体制を強化していくということをしていかなないとなかなか大変かなということをおもっておりまして、それにはもちろん私ども佐賀県としてもいろんな意味で協力をさせていただきたいと思っているところでございます。

いずれにしても、次の総選挙にそうやってマニフェストに盛り込んでもらおうというふうには是非ともまた力を合わせてやっていければと思っているところでございます。以上でございます。

○石井知事

ありがとうございます。高島市長さん、どうぞ。

○高島福岡市長

まさに今、古川知事がおっしゃったとおり、これからどのように働きかけをしていくか。実際問題このチームで国の制度を変えるわけではないので、いかにこれから政党であり国でありが本気になって動いていくか、そのお尻を叩いていくのがここの役割だというふうに思うんですね。ですから、ここで制度を緻密につくり上げるという、これも大事なんですけども、もう一方でじゃあ例えばこれから色んな選挙もあるでしょうし、各政党、それから各知事の皆さん、もしくは市長の皆さんがこの道州制に関してどういったお考えを持っているのかということ、例えばアンケートとってみるとか、そしてやはりこれを明確にどういう考えを持っているのかということオープンにさせていただいて、そして私たちとしても一つこの同じ考えを持った者としてその意見はやっぱりしっかり反映させて、そうした政党であり、また候補者に対しては私たちも後押しをしていくというような、やはりそういった一つの政治的な力というのもきちっと出していくということも一方で考えることは大事かなというふうに思います。

○石井知事

はい、どうぞ。

○村井宮城県知事

私も福岡市長さんと全く同じ意見です。ここで勉強していろんなものを取りまとめて、ああ、それはよかったよかったでは何の意味もないので、運動体として様々なところに声がけをして、声を拾って行って、それを政党にぶつけていく。やはり一番の目的は、次の選挙の各党のマニフェストにしっかりと書き込ませてこれを実現をしていくということにあると思います。是非そちらの方にエネルギーを最大限注いで、アンケートをとるということは非常にいいアイデアだと思います。そういうことをやろうという方々もなかなかいませんので、しかし、単県あるいは一つの市で行うことも不可能だと思いますので、この連合でそういった動きをすることは非常に意義のあることだと私は思います。

○石井知事

ありがとうございました。今のアンケートの件も含めてこれから考えていきたいと思います。

それから、よりわかりやすく、国民の皆さんに道州制の意義、メリット、こういったものをアピールするということも大変重要かなと思いますので、それでは皆様方のご意見を踏まえながらこの事例調査を実施いたしますが、もちろん事務方だけではなくて、我々首長自身がしっかりとわかりやすくアピールできますように、皆さん方とともに取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、そういったことで大変議論が盛り上がってきているところでございますが、ここで次の議題に移らさせていただきたいと思います。

資料の4ということになるわけでございますが、こういった皆様方のお話をいただく中で大変心苦しいことを私もお話をさせていただかなければいけないわけでございますが、私は現在4期目でございますが、任期満了をもちまして知事を退任ということに決意を表明させていただいたということでございます。本当に共同代表をお引き受けいたしまして間もなくのことということに結果的になりまして、大変心苦しく思っているところでございます。先ほどご了承いただきました当面の日程もでございます。したがって、私11月11日の任期でございますが、その満了までは共同代表として責任を果たさせていただきたいと考えております。

しかしながら、設置要綱によりまして共同代表はこの総会で選任をすると、このようにしているところでございます。現時点で次の総会の日程を調整するということもなかなか、今政局も流動的でございまして難しいかと思えます。そこで、橋下共同代表にも事前にご相談をさせていただきまして、この本日の会議におきまして私の任期が終わりました後の11月12日以降の知事側の次期共同代表を選任をいたしたいと、このように考えるところでございます。本件につきましてご意見等がございましたらお願いをいたしたいと思えます。具体的には私の後の共同代表、知事側の共同代表についてでございます。何かございますでしょうか。古川知事さん。

○古川佐賀県知事

石井知事が共同代表というか、知事をおやめになるというのは大変残念でございますけれども、そこはもうご判断されたということで、そういうことであるならば、この会が発足するときの発起人の一人であり、これまでもいろんな活動において石井共同代表とともに活動してこられた宮城県の村井知事に是非ともお願いしたいと思っているところでございます。どうかよろしくお願いします。

○石井知事

ありがとうございます。知事側の皆さん方、ほかにご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

それでは、他に意見もないようでございます。村井宮城県知事さんに知事側の次期共同代表にご就任をいただくということで、皆様方ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

ありがとうございます。異議なしということでございますので、それでは本当に大震災の後、復興の真っただ中大変ご苦勞をいただいております村井知事さんでございます。まことに恐縮でございますけれども、次期共同代表を村井知事さんをお願いいたしたいと思えます。よろしくお願い申し上げたいと思えます。

それでは、一言ご挨拶いただきますればと思えます。

○村井宮城県知事

石井知事さんからお声がけいただきまして、本当に、知事会でも石井知事さんが道州制について一番熱心に取り組みをされておられ、私は心から尊敬をしております。石井知事さんのお声がけならばということで発起人の一人に名を連ねたわけでございます。まさか石井知事さんが4期でおやめになるというのをそのとき夢にも思いませんで、当然5期目も知事になられて引き続き共同代表に就かれると思っておりましたが、ご本人の強い意志であったということでございますので、やむを得ないものと思っております。

ただいま皆様からご推挽をいただきまして次期共同代表にというお話がございました。私自身復興に向けて今命をかけて全力で取り組んでおりますが、またこの問題というのは

復興をさらに大きく超えた国の新たなモデルチェンジ、フルモデルチェンジにつながる大変大きなテーマであると思っております、私のライフワークの一つでもございます。したがって、大変浅学非才の身ではございますけれども、皆様と力を合わせれば必ずこの道州制というものは実現し、国の負担を軽くしてこの国をさらにいいものにしていけるのではないかと、そう信じて共同代表をお引き受けしたいと思っております。正式なごあいさつは11月12日以降にさせていただきたいと思っております。

どうか石井知事さんにおかれましては引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○石井知事

ありがとうございます。村井知事さん、是非よろしくお願い申し上げたいと思います。と同時に、次期共同代表ということでございますので、ご就任いただく前におかれましては当推進連合の運営に中心的な役割を是非よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、副代表の設置についてご提案をさせていただきたいと思います。政党あるいは政府に対しまして要請活動をするなど、当推進連合の活動を一層充実させていくためにはこの共同代表を補佐し、職務を代理する副代表を置いて推進連合の体制を一層強化する必要があるというふうに考えた次第でございます。

そこで、資料4をごらんいただきたいと思います。

設置要綱の改正をお諮りをいたしたいと思います。

副代表といたしまして知事1名、指定都市市長1名を置きまして、その選任は共同代表の指名によること等といたします。あわせて、下のほうでございますけれども、活動等に要する経費の取り扱いを定めておりますけれども、この件につきましてご意見等がございましたらお願いをいたしたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

よろしゅうございますか。では、このようなことで設置要綱を改正案のとおり決定をさせていただきたいと思います。

それでは、副代表の選任ということでございますが、先ほどの設置要綱の改正によりまして副代表は共同代表が指名することとなっております。橋下共同代表、それから村井次期共同代表ともご相談をさせていただきました上で、副代表には知事側からは古川佐賀県知事さん、それから指定都市市長側からは阿部川崎市長さんを指名をさせていただきたいと思います。阿部市長さんは本日ご欠席でございますけれども、事前にご就任いただくということではご了解を頂戴しているところでございます。古川知事さんには是非よろしくお願い申し上げます。

それでは、お二方でございますが、本日より副代表にご就任をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。古川さん、ご挨拶の方。

○古川佐賀県知事

先ほどちょっと申し上げましたように、道州制を実現するために今非常にいい時期に来てると思います。逆に言えば、今の時期を逃すとなかなか実現は難しいのかもしれませんが。そういう時期にこういう立場でその実現するお手伝いをするができることは大変私としてもうれしく思っております。石井共同代表、そしてまたそれに引き続く村井共同代表とともに、実現にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○石井知事

お願いします。ありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。この際出席の皆様方から何かご発言ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井知事

特にないようでございます。それでは、これをもちまして議事を終了とさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきましてまことにありがとうございます。これから推進活動につきまして格別のご支援を引き続きいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。